

○有効期間登録更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

登録番号	肥料の 種類	肥料の名称	保証成分量（％）			その他の規格	生産業者		有効期限	更新日
			窒素 全量	りん酸 全量	加里 全量		氏名又は名称	住 所		
神奈川県 第727号	副産動植 物質肥料	有機醃酵胚芽	5． 0	4． 5	2． 0	該当なし	わかもと製薬 株式会社	東京都中央区 日本橋本町 二丁目 2 番 2 号	令和14年10月16日	令和 8 年 5 月 19 日